

## 北九州市博物館登録規則の制定について

### 1 制定理由

地方分権改革の一環として、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を推進する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」が平成26年6月4日に公布された。これにより、博物館法の一部が改正され、従来、都道府県の教育委員会の事務・権限とされていた「博物館の登録」及び「博物館に相当する施設の指定」を当該指定都市が行うこととなった。

博物館法第16条では、博物館の登録に関し必要な事項は規則で定めると規定している。

これを受けて、「北九州市博物館登録規則」を新たに制定するもの。

### 2 規則の内容

博物館法に定める博物館の登録事務に必要な事項（申請、審査、登録事項の変更及び廃止等に関する手続き並びに様式）について定めるもの。

### 3 施行期日

博物館法改正の施行日に合わせて平成27年4月1日とする。